

【資料 2】

避難確保計画作成の義務化について

土木部河川課

避難確保計画作成の 義務化について

 長崎県 土木部 河川課

障害福祉サービス事業者等集団指導
令和2年9月25日～10月9日

目次

 長崎県
Nagasaki Prefectural Government

00

- 1.背景
- 2.避難確保計画作成の義務化
- 3.作成方法の紹介
- 4.おわりに

水防法・土砂災害防止法が改正されました

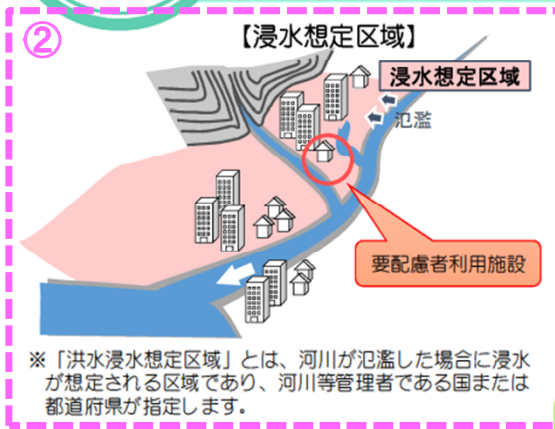
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

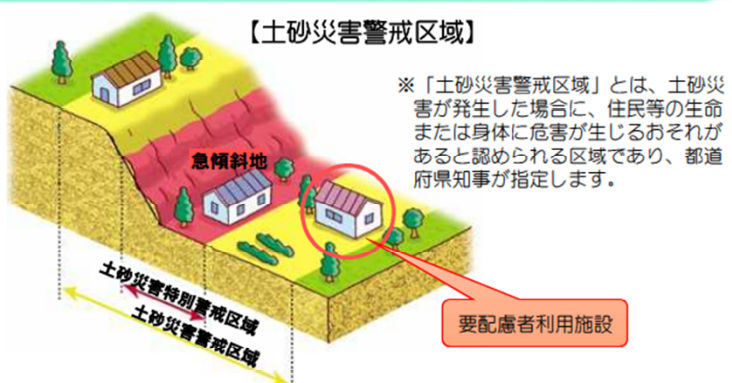
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設 とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例え

- (社会福祉施設)
 - ・老人福祉施設
 - ・有料老人ホーム
 - ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
 - ・身体障害者社会参加支援施設
 - ・障害者支援施設
 - ・地域活動支援センター
 - ・福祉ホーム
 - ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
 - ・保護施設
 - ・児童福祉施設
 - ・障害児通所支援事業の用に供する施設
 - ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
 - ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
 - ・子育て短期支援事業の用に供する施設
 - ・一時預かり事業の用に供する施設
 - ・児童相談所
 - ・母子・父子福祉施設
 - ・母子健康包括支援センター 等
- (学校)
 - ・幼稚園
 - ・義務教育学校
 - ・特別支援学校
 - ・小学校
 - ・高等学校
 - ・高等専門学校
 - ・中学校
 - ・中等教育学校
 - ・専修学校（高等課程を置くもの） 等
- (医療施設)
 - ・病院
 - ・診療所
 - ・助産所 等

③ ※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成の手引き」を国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2

市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3

避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練**に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



問い合わせ先

市町の地域防災計画（避難所、避難経路など）・ハザードマップに関すること
施設の所在する市町へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に関すること

洪水浸水想定区域については県振興局の河川担当課へ、土砂災害警戒区域等については県振興局の砂防担当課へお問い合わせください。

法改正に関すること・その他全般的なこと

河川近くに所在の施設：長崎県庁土木部河川課 TEL 095-823-3280
がけ近くに所在の施設：長崎県庁土木部砂防課 TEL 095-820-4788

1.背景

平成28年8月 台風10号（北海道，岩手県等）

死者・行方不明者 27人

- 高齢者施設の入所者 9人全員が河川の氾濫に巻き込まれ死亡



救えなかった「災害弱者」

高齢者施設9人死亡

「読み解く」

「事業者」急な浸水想定外

「最多雨量」特別警報「出す」

「川増」

平成28年9月1日，西日本新聞

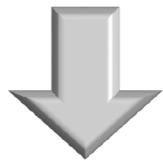
こうした被害を受け、法律改正（水防法改正 平成29年6月）

➡ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務化

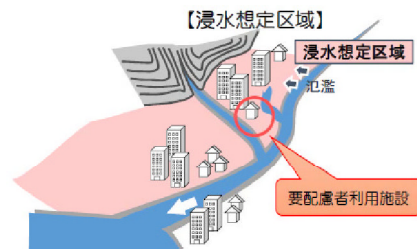
2.避難確保計画作成の義務化

要配慮者利用施設の避難確保計画作成義務化の流れ

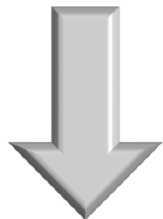
①河川の浸水想定区域を公表
【県または国】



※1 令和2年度にかけて、県内の各河川で随時公表中。



②地域防災計画書に施設名等を記載 【各市町】



- ※2 高齢者施設、障害者施設、学校、病院等の避難に配慮が必要とされる方々が利用する施設のうち、浸水想定範囲内にある施設の名称等を地域防災計画書に記載しなければならない。各施設が記載されているかどうかは市町へ確認下さい。
- ※3 浸水想定区域図が随時公表中のため、現在は記載がない場合も令和3年度以降に記載される場合もある。

③避難確保計画作成の義務を負う【対象施設】

- ・避難確保計画の作成，市町への提出
- ・計画に基づく避難訓練の実施

2.避難確保計画作成の義務化

長崎県内では想定し得る最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域図を30河川で公表する予定

洪水浸水想定区域図の指定状況			
河川名	関連市町	河川名	関連市町
中島川	長崎市	江迎川	佐世保市
浦上川	長崎市	佐世保川	佐世保市
八郎川	長崎市	早岐川	佐世保市
長与川	長与町	小森川	佐世保市
時津川	時津町	佐々川	佐世保市, 佐々町
本明川	諫早市	鏡川	平戸市
半造川	諫早市	志佐川	松浦市
郡川	大村市	雪浦川	西海市
大上戸川	大村市	彼杵川	東彼杵町
内田川	大村市	川棚川	川棚町, 波佐見町
大手川	島原市	福江川	五島市
山田川	雲仙市	釣道川	新上五島町
有家川	南島原市	永田川	壱岐市
相浦川	佐世保市	厳原本川	対馬市
宮村川	佐世保市	佐護川	対馬市

県が管理する河川がない小値賀町を除く、**県内全ての市町で洪水浸水想定区域図が公表されます。**

記載のある全30河川は令和2年度までに指定・公表予定。

指定済み (26河川)
今後指定予定 (4河川)

3.作成方法の紹介

①地域防災計画書に
施設名の記載があるか確認

※1 浸水想定区域図が随時公表中のため、現在は記載がない場合も令和3年度以降に記載される場合もある。

②該当の市町で避難確保計画の
ひな形等を作成しているか確認

市町の
総務部局 or
防災部局等で
確認する

③作成がある場合は
そちらを基に作成開始

③作成がない場合は
07～15を基に作成開始

07～15は参考資料としてご覧下さい。

3.作成方法の紹介

①国土交通省のホームページの該当箇所を開く。

国土交通省 要配慮者 検索

(<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)

②計画作成の手引き別冊を印刷

→これに従い作成を進める。
(必要に応じて手引きの方は閲覧, 印刷)

③計画作成のひな形 (wordかexcel) をダウンロード (本日の資料08~15)

④ダウンロードしたファイルへ必要事項を入力
→施設名, 従業員数, 利用者数, 対象河川, 避難所 などを入力すれば避難確保計画が作成できる。

⑤不明な点は、県長寿社会課、市町および県の各振興局等へ相談をしてください

→不明な点は随時問い合わせください。
市：ハザードマップ, 避難所
県振興局：浸水想定図, 避難判断水位



【様式編】

様式編 目次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	
2	計画の報告	1	様式1
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙1
4	防災体制	3	様式2
5	情報収集・伝達	4	様式3
6	避難誘導	5	様式4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	様式5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式8
12	緊急連絡網	10	様式9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式11
15	防災体制一覧表	12	様式12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

洪水時の避難確保計画

【施設名：

令和 年 月 日 作成